会 議 録

会 議 名 (付属機関等名)					平成24年度第3回 川西市補助金等審議会							
事務局(担当課)					総合政策部 政策推進室 行財政改革課 (内線:2112)							
開催日時					平成25年1月9日(水) 18:00~19:25							
開催場所				川西市役所4階 庁議室								
出		委	員		岡本 和田				=	'木 保幸 引 文男	中川	幾郎
席		そ	の	他								
者		事	務	局	政策推進室長、行財政改革課長、行財政改革課長補佐、行財政改革課主任							
傍聴の可否					可			傍聴	者数	1人		
傍聴 場合	-	_		『不可の !由								
	会	議	次	第	1. これからの補助金のあり方 地域分権制度における統合型補助金の検討 2. その他							
会 議 結 果					1. これからの補助金のあり方 地域分権制度における統合型補助金の検討 地域分権制度における統合型補助金の検討について、事務局より説明を行い、各委員より質問を受けるとともに、各委員による議論を行った。 2. その他 日程調整を行い、次回開催日時を2月20日(水)18時からとした。							

会長

では、ただいまから平成24年度第3回川西市補助金等審議会を始めさせていただきます。

今日は、大変お忙しい中、川西市補助金等審議会にお集まりいただきまして、誠にあ りがとうございます。

この審議会は、川西市補助金等審議会規則第3条によりまして、委員13人以内で組織するとなっております。現在の総委員数は、ご承知のように6人で組織されております。なお、今日は、1名がご欠席ということでございますが、審議会規則第6条第2項にあります審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないという定員数については十分満たしております。でありますから、当審議会は有効に成立しているということをまずご報告申し上げます。

それでは、早速でございますが、事務局さんから、本日の資料等についての確認、または説明していただきたいと存じます。何分、ちょっと期間があきましたので、おさらい、復習も兼ねたご説明になろうかと思いますが、よろしくお願いします。

事務局

【配布資料の確認】

【審議会公開の再確認】

会長

ありがとうございます。

それではまず、前回審議会が8月ということでしたので、少し期間もあいています。 ですから、復習の意味も兼ねまして、事務局さんから、今までの経過についてのご説明 をお願いしたいと存じます。

また、事前配布いただいている資料等についても、補足説明があればお願いいたします。

事務局

【前回までの議論の概要説明】

事務局

- 【2 コミュニティ組織活動補助金関係資料】
- 【11 ジョイフル・フレンド・クラブ活動補助金関係資料】
- 【 5 防災資機材管理等活動事業補助金関係資料】

【補助金の整理】

【地域に交付している補助金一覧】

に基づき説明。

会長

ただいまご説明いただきました件につきまして、何かご質問等ございましたら、賜りたいと存じますが。いかがでしょうか。

何となしにまだ消化し切れていない感じもしますけど。順番に、とりあえずご発言いただきたいと思います。

委員

全く基本的なことなんですけれども、ちょっと確認というか、質問させてください。このA3のほう、ありますよね。今、ずっと補助金名から備考欄まで区分けされていて、要綱制定ございますよね、その設置された、例えば2から見ますと、コミュニティ組織活動補助金ですね、そしたら、こちらは、たまたま昭和56年で、期間がなしとなっていますから、私ちょっとチェックはしていないんですけど、5とか6、今日議論する5、6、11、全て平成17年、平成16年とか、要綱規定が制定されてから、期間が、全部5年なんですよね。この期間よりも、今もう単純に足しますと超えているんですよ。そのご説明が全くないので、ちょっと、そこをまずお願いします。

事務局

すみません、そちらの説明、ちょっと抜けておりました。補助金の見直しということで、平成17年4月1日を目途としまして、全補助金に対して要綱を制定するということで、16年度、その作業を開始しておりました。実際に、17年4月1日からスタートしますと、今まで要綱がないやつについては17年4月1日から。例えば、今おっしゃっていただきましたコミュニティ組織等については、56年からあるんですけれども、その17年の4月1日当初に何を新たに加えたか、何をメインにしたかといいますのは、その補助金の補助期間は5年を限度とするという文言を入れております。

実際に、5年にそぐわないやつとかというのは、なしという形になっとるんですか、その5年を目途として補助しますよというのを17年4月1日に要綱で一斉に全補助金、この奨励的補助金ですね、ここで分類している分の、地域に出している補助金、この部分を17年4月1日現在で、5年を目途にやりましょうということで出しました。

その要綱中に、市長が必要と認める場合は延長することができるという規定がございまして、その規定に基づきまして、5年を経過した今でも補助をしているという現実になっております。

実際に、5年を経過した段階でどのような理由があって延長するのかという部分については、各担当課のほうで、決裁を回して、5年では、ちょっと切れないので継続しますというような決裁をつくっていただいて、一応、基本的には、こちらのほうからは毎年見直してくださいねというお願いはしておるんですが、その部分は、実際は担当課のほうで把握しているということになっております。

ですから、この17年4月1日というのが、5年を目途にする要綱を制定した日。その 期間というのは、ほとんどの要綱については、5年を目途にという、その5年というの がありますので、その期間を書かせていただいておりますという形になっております。 以上です。

委員

すみません、その件なんですけども、これで、5年たって打ち切ったというのはない んですね。

事務局

今のところはございません。

委員

ずっと継続してるということですね、はい、わかりました。

委員

すると、このなしというのは、5年を過ぎて、市長が必要としたから延長されたものですか。

事務局

そもそも5年というスパンを決めるというのが、この補助にはふさわしくないでしょうということで、その期間を定めていないということです。

委員

2番のコミュニティ組織等補助金について、17年4月1日の改正では、5年を入れた 改正だというわけですか。

事務局

このコミュニティ活動の補助金については、期間はなしという形になっておりますから、ここの段階、17年4月1日の段階でも、5年を目途とするという規定は入れてないということです。

委員

先ほど言われたのは、じゃあ、どこのことですか。

事務局

例えば、1番ですね。1番でしたら、17年4月1日に5年を目途にしてやりますよと いう要綱をつくったと。

会長

いろんな補助金を一斉に17年4月1日に。

委員

わかりました。

会長

このときは、原則5年を目途やったと。ただし、なしになったやつもあると。

委員

じゃあ、ちょっと続いて、今のご説明でわかりました。

もう一つは、じゃあ、今、事務局さんもおっしゃったように、打ち切ったものはないと、むしろずっと継続だということなんですが、5年を過ぎれば、新たに5年ではなくて、各年での見直しを。

事務局

各年での見直しをお願いしますということでお願いしております。

委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

会長

ほかに、ご質問、ご意見ございますか。

今のは、実は大変大事なポイントをおっしゃっていただいていると思いますね。5年期限で一遍、手続は各年度ごとというのは、大変重要なポイントですよね。さらに5年間、再延長補助しようというのと、ちょっと意味違いますもんね。

それでは、ただいまのご説明をちょっと、くくってしまいますと、3枚つづりのA4

1枚目の表のところ、補助金の整理というところに、今、行政側の内部検討の、中間結論が出てきているというようなことだと思うんですが、一つは、統合が検討できる、検討できるというか、統合する方向に向かえるという意味だと思うんですが、そういう補助金。それから、二つ目が、Bの今後検討していく必要のある補助金、Aに近いけれども、現状、即着手は難しかろうと。Cは、統合が当分難しいと思われる補助金というふうに分けられたということですね。

それでは、これで、議論をちょっとここで深めていかないかんと思うんですけれども、 ここからは、各委員さんごとにご意見いただきたいと思うんですけど。

委員

まず、Aの中で、コミュニティの組織活動の補助金というのは、これは一番大きい補助金なんです。その次の、下の5というやつですね、防災の関係なんですけども、これ、各コミュニティになると、大体5万円ぐらいなんですよ。そうすると、こんなん言うたらあれですけど、もらっても、結局どこに配分すべきやというのが大変で、これだけ使えというわけにいきませんので、できたら、こういうのはもうコミュニティに入れて、まちづくり委員会だとか、いろんなものを一緒にした形でやっていったほうが、本当は我々もやりやすいし、これ、そして防災のほうは、自主防災会ということで独立した組織になっているんですよ。だから、コミュニティとはまた別の組織として、運営していって、5万円で全然やれないんで、今度、コミュニティのほうが補助しているという。そうなると、全然意味合いが変わってくるんで。というのは、5万円と、10何万円、こっち、コミュニティがやるんであれば、もうコミュニティが全部コントロールできるような形のほうがやりやすいし、いろんなものと、統合していって、できるんじゃないかなという感じは今までしてるんですけどね。

あと、もう一つ、この小学校の体育振興会補助金というのが、これが、ちょっとお聞きしたいんですけど、これちょっとどういう意味なのかということなんですけどね。

事務局

こちらのほうは、今、各コミュニティのほうで、体育部会というのがございますね。 コミュニティの運動会であるとか、スポーツ大会を企画される部会があるんですけれど も、この6番の小学校区体育振興会補助金といいますのは、そのコミュニティを組織し ていない団体がございまして、そこの地域の運動会なり、スポーツ大会をやるための補 助という形になっております。

ですから、本来でしたら、コミュニティの補助金の中に入っている補助金なんですが、 コミュニティがないがゆえに、この分だけスポーツ大会、体育振興という部分の名目で その地域に補助されているという補助金になっております。

ですから、コミュニティのあるなしを除きますと、ずばりコミュニティにストレート に補助されている補助金の一部になっている。

委員

そうですね。だから、これまた別に出てるんかなと思ったんですよ。

それとあと、ジョイフルフレンドクラブというのは、これが子どものやつとかね、何か二つあるんですよね。子ども会に援助してるというのと。だから、この辺がちょっと、

ジョイフルフレンドというのは、これ子ども会というのは小学生以下ですよね、いや、中学以下ですよね、小学生ですね。ところが、ジョイフルとなると、今度、中高生まで入りますのでね、それだったら、もう一緒にして、やっぱり青少年という形で見たほうがいいんじゃないかなという、私個人の意見としては思うんですけどね。

ただ、子ども会も、たくさんあるところもあれば、ほとんどもう入ってない、要は役員するの嫌だから、子ども会に子ども入れないよとかいう形になってくるんであれば、もうジョイフルフレンドということで、大きくくくった中に入れて、その中に子ども会も援助するんだったら援助するという形はどうかなというふうに思うんですけどね。

私ども、Aのところでは、そうなんですけども。

委員

すみません、ちょっと、そもそもなんですけど、私、ちょっと今日これ資料いただいて、まず最初に、この補助金の整理、A、B、Cとございますよね。これが、もうこれでスタートということに、ちょっと、何というんですかね、少しこの検討というのは、もう事務局側で、このAをもう四つと決めて議論がスタート、今一応しているんですけれども、ちょっと、途中で確認なんですが、今のお話ですと、子ども会の話だとか、少し、Bとか、Cとか、事務局側のは、整理で、ある程度、ご専門ですから、分けていらっしゃると思うんですが、何となく、今後検討していく必要のある補助金がむしろ、積極的にということに入る可能性もないのかなとか、ちょっと何か、これがありきで、何か四つだけ、もう何かここで議論することに、少し、ちょっと疑問があるんですけど。

会長

いや、もうそれも含めて皆さんのご意見を改めていただかないと。

今は、あくまでも事務局さんのほうで、ではないでしょうかという整理をされている と僕は思っているんです。

委員

それでいいんですね。

会長

いや、ここももう少し、ご意見あったように、委員からもありましたように、子ども 会連絡協議会補助金も関わってきますよね。そういう議論もあります。

委員

それでよろしいんですか。

会長

はい、オッケーです。

委員

それで、Bのほうの、検討のほうも、これ、4番、輪転機とありますよね。これは1年に1回だけなんですよ。だから、買いかえる申請をしてオッケー出ればということで、半額負担という形のやつなんですよね。だから、最高40何万までしかいけないということなんです。

ただ、もう今は輪転機とか、複写機というよりか、パソコンとか、そういう形で、いるんなものに使いたいというのがあるんですよ。ところが、これで申請すると出ないん

ですよね。パソコンは駄目なんですよ。輪転機かコピーなんですよ。昔は、コピー機って高かったんで、当然そうだったんですが、今はもう、端末用のプリンターにしても、安くなりますし、輪転機は、数多く回す場合必要なんですけど、本当にコミュニティで何かの役員とか、いろいろ回す場合には、そんな輪転機だけで十分だし、普通のプリンターでもいけるということで、こういう設備の補助金というのは、もう本当にコミュニティのほうに任せてもらえるように、ぽんと予算で来れば、そっちで振り分けていくというしかないと思うんですよ。こんな、20何万、それが13コミュニティありますから、1回もらうと、今度13年間待たないかんわけですよ。その間に、壊れるかもわからないし、そうすると、次、譲り合うという、もうそんな時代じゃないと思うんで。こういうのは、もう20何万ですから、もうカットしても、こんなん言うと怒られますけどね。実は、私とこもらうことになっておりますから。やっぱり、10年以上たつと、コピーが、ちょっともう部品がなくなりますんでね。だから、どんどん変えていかないと、10何年持っていたら、今度修理に金がかかるという。

委員

それと、10年といったら、技術革新でまた全然違うものね。

委員

大体部品が7年間で供給ストップなんですよ。そこから在庫があればくれますけど、 なくなれば、もう部品がなくなりましたということで、修理できなくなるんで。

委員

コピー機って、電力消費が大きいんですけどね、最近のはもう節電がすごくて。

会長

今、おっしゃっているのは、21万8,000円という少額だけど、上限40万円ではないかということと、13地区が順番に譲り合いながら回っているということなんで、この際、もう思い切ってカットしてしまったらどうかと。そういう思い切ったご提案と思われますが、その分の予算を各地区コミュニティ推進協議会の組織活動補助金にオンするとか、そんな考え方があってもいいんじゃないかという意味ですよね。

委員

そうです。

会長

はい、わかりました。

委員

それと、福祉の場合も、これも独立した組織とコミュニティの中の福祉とがありましてね、だから、この辺の予算のぶんどりというのが、結構もめるコミュニティがあるみたいなんですよね。だから、これを全部入れてしまうと、ちょっと大変な、今度ボリュームになるんで、コミュニティはちょっと大変だと思うんですけど、受ける側がそれだけのスキルが上がってこないと、ちょっと難しいんですけど、大体援助というのが縦割りで来るものが多いんで、大体重なってきているというのがありますので、それをもうちょっと整理できれば、市のほうとしてもわかりやすくなるんじゃないかなと思うんですね。我々もわかりやすくなりますし。

この中の青少年、もう一つ下のほう、ちょっと話どんどん行って申しわけないですけど、青少年の補助金についても、これ青少年市民会議というのが今度中学校単位なんですよ。青少年の育成というのは、小学校区単位なんです。そうすると、中学校校区単位でお金がおりる、それを今度小学校区単位でお金を分ける、それと今度、青少年の育成のほうの別の予算が今度市からおりるということで、何か二重取りじゃないんですけど、予算がいろいろ出てきます。そうすると、足らなくなったときに、じゃあ、市民会議のその中学校区のお金をいただけますかいうたら、なかなか今度、ほかの2校区とか、3校区の小学校区が集まりますから、そこからの予算取り合いの問題も出てくるということで、その辺をもう少し、小学校区と中学校区という分け方もなっているんで、コミュニティは小学校区単位なんですよね。この辺をもう少し整理できたらなという気もするんですけどね。

もう小学校区単位に振り分けといて、組織としては中学校区単位の市民の代表として 出てきて、各コミュニティが出てきて、そこでお金を出し合ってやるというほうがわか りやすいんじゃないかなと思うんですよ。

例えば、今、逆に振り分けてますからね。そうじゃなくて、コミュニティからいただいた分の各小学校区のコミュニティの青少年の市民会議の分として、これだけ出しましょうということで、その組織を一つの運営としてやっていけば、組織として固まると思うんですよ。だから、小学校区と中学校区いうたら、今度考え方がちょっと違いますので。

そうなると、今度、その上になると、今度高校になりますので、今度は県のほうになってしまう。そうすると、青少年といったら高校までも入りますからね、それも、私どもの地域の青少年市民会議は、今、地元の高校の先生も一応オブザーバーで来てもらっているんですよ。要は、中学生が今度そこの学校へ行きますんでね。今中学校ではどういう状態になってるかということをわかっていただくということでも。だから、そうなると、もう我々コミュニティの集まりで一つの組織をつくるんだから、みんなでお金を寄せ合って、持っていって、それで何に使おうというほうが、もらって、じゃあ、これどう使いますかというよりか、もうちょっと有意義に使えるかなという気はしたんですけどね。ちょっとうまい説明じゃないんですけれども。

会長

ようわかります。ちょっと、二つの論点、幾つか論点出されたんですけど、一番大事なんは、基本的には各地区コミュニティは、小学校区ベースですよね。それを基本として考えるというのならば、やっぱり中学校ベースでやっているいうのは、やっぱり何らかの改善方策を講じなければならない時期が来るよと、こういうことやと思うんです。この方法として、同じ資金でも、小学校区のほうに交付します。その中から何ぼか拠出して中学校区単位での共同活動に使っていきましょうというふうに持っていったほうが、コミュニティの立場というかな、明確になって、生きてくると、こういうご提案と思うんです。

委員

それと、その中学校区が今選択制ありますでしょう、例えば、ある中学校区だったら、

複数の中学も行けるということになりますよね。そうなると、今申し上げたような形で、 特定の中学校だけでいいのかということになりますのでね、同じそこのコミュニティの 中の住民の子どもが行くというのに。ということで、今度校長先生を呼ぼうかというこ とで、ちょっとそういうふうに動き出しているんですよね。もう少し、広くしないと。 今までは一つだけでしたからね。だんだん少子化になっていって、中学が少なくなっ ているので、ほかから、ちょっと取り寄せるというか、形になってきていますから。こ れは、ほかもそうですもんね。

事務局

そうです。5%の範囲の中で。

委員

そうですね、動いてますからね。だから、5%になると、やっぱり何十人かの子どもが動くわけですから。

会長

ありがとうございます。まだまだお気づきのことがありましたら、随時、私にいちい ち断らんと発言してもらったら結構ですから。

ほか、何かございませんか。

委員

全然地域に根差してないので、とんちんかんなこと言うかもしれませんけど、ちょっと、6番の小学校区体育振興会補助金を統合していくということは、コミュニティ組織に入っていないところを対象にしているからということですと、まずコミュニティ組織をつくるという考え方になってくるんでしょうか。

会長

その場合、どうなんでしょうね、ちょっと微妙な問題ですね。

事務局

今、16小学校があるんですけれど、コミュニティとしては、いわゆる二つの、同じコミュニティの地域の中に二つの小学校がありますので、大きく分けると14の小学校区がコミュニティごとにあります。ただそのうちの一つが、実はまだコミュニティの推進協議会ができていないという現実があるんです。

過去、いろいろ地域の方々もコミュニティをつくるべく、いろいろご尽力をいただいたんですけれど、やはり自治会の問題、いろいろ、例えば人の問題とか、いろんな問題がありまして、なかなかコミュニティの結成まで至っていない。

反対に、コミュニティをつくるメリットというか、そこが余りないというようなおっしゃり方もしているところがあるんですね。むしろ、コミュニティというよりは、今の、ただ、その地域も、地区の福祉委員会がございますんで、ここの福祉のデザインひろば、つまり、福祉のこういう地域活動については、ほかの13と一緒の形で進められていますので、そんなに、コミュニティがないからといって、そういう地域活動が行われてないということではありませんので、そういう意味合いからも、なかなかすぐに、じゃあ、コミュニティをつくろうというような動きにまで至ってないというのが現実です。

委員

その中でこの6番を積極的に統合を検討していく補助金に入れられているというのは、どういうイメージなんでしょうかね。

事務局

上の、2番のコミュニティの組織活動の、ここと、ほかなれへんという、そういう意味合い、つまり、上の14821の、ここに、この50万4千円を入れて、一体で考えてもいいんだけど、実態としては、これ一つの小学校区だけコミュニティができてませんので、あえてここを出してるいうだけの話やと思います。

会長

つまり、コミュニティ推進協議会ができてないけれども、コミュニティ推進協議会対象の活動補助金的に支給していると。

事務局

そうです。体育の活動費は必要あるという観点から、コミュニティはできてないけど、 ここだけ特化して出しているので。

会長

活動実態があるから。

事務局

はい。今後、別に、実はこれ地域分権制度いうのは、コミュニティと今の段階でイコールではありませんので、何らかの、そういう小学校区単位の、仮にそういう組織ができたときにも、ここは統合として、この金額は入れて分配をする考え方が必要であろうということから入れているというだけの話になります。

委員

私さっき言いましたけど、根差してないのですが、やっぱりこの補助金というありようを変えることを一つの地域のそういう再編の一番ばねになり得ることですね。ですから、例えば、やっぱり1カ所だけコミュニティ組織がないというのも不自然ですし、それから、例えば青少年育成市民会議なんかも、もともとあれ、中学校が荒れているから、こういうものをつくろうというような形でできたんですね。そしたら、もう今ちょっと現状は違うわけで、時代に即した再編をする、それを促すための新しい統合型補助金のありようという逆算で考えてもいいんじゃないかとは思うんですけど。

事務局

実は、この体育の部分は出てるんですけど、それ以外の、例えば防犯とか、今、交通とか、その部分は出ていませんので、その部分は、コミュニティのできている組織からすると、少し不公平感はあるんです。それは、委員がおっしゃるように、そこはできてないというところなんです。

ただ、福祉の部分と、この体育の部分については、やはりコミュニティがあろうがなかろうがという、やっぱり中心、コアになる部分なんで、ここについては、特別にというか、コミュニティはなくても補助を出しているという、そのような結果になってます。

委員

1番のこの地区も同じようなことなんでしょうか。ここも組織がなくてということで

例えば、コミュニティ組織つくらなきゃ損ですよというようなね。

すか。

事務局

はい、同じことになります。

事務局

この地区は実際は。

事務局

現実には、ここの部分につきましては、体育振興だけではなしに、文化、いわゆる文化祭、その部分も含めてやっておりまして、本来は、これはこの地区については、具体例出しますと、この地区のコミュニティに属しておるんです。

ただ、ここの地域だけがコミュニティのスポーツ部会とか、文化部会に加盟されていないということで、特出しでこちらのほうへ出てきているという形になります。

ほかの部会とかは参加されておるんですけれども、このスポーツと文化という部会のほうには参加されておりませんので、場所的にはちょっと離れとるんですけどもね。地理的に。そういう意味もありまして、この部分につきましては、特に特別な補助という形で出しております。

委員

もちろん、それぞれの地域によって、よって来る事情とか、いろんなものがあって、それは本当に大事にしなければいけないと思うんですね。ただ、それを各論として残しながら、総論としては、やっぱりここで大なたを振るい、しかし、各論のやっぱりそこら辺も、十分地域の事情にも配慮したという、こういう大ざっぱな考えはどうかと思うんですけどね。

会長

まあ、そうならざるを得んと思います。政策としてはね。いきなりえいやーとはできないところが残っているでしょうから。

ちょっとだけ、私も見えてきたなと思ったのは、福祉のデザインひろばづくり事業補助の、各校区の福祉委員会が存在していて、これは結構しっかり頑張ってくれている。むしろ、コミュニティ協議会よりも古株であるというところが大きなやっぱり柱となっていて。このコミ協さんと、福祉委員会とがどういうふうに話し合いをうまくしてくれて、ジョイントしてくれたらうまくいくかというのは、一つの何というか、鍵なんでしょうね。それをどういうふうに、レールに載せていくかというのは、非常に大切な問題なんですけど。それは、行政があんまりリーダーシップ握って、こうしなさい、ああしなさいというと、平地に乱も起こりかねない。ある程度住民の自立的な話し合いにゆだねざるを得ないというところで、Bのグループに来てるのかなと、僕は理解できました。

それともう一つは、中学校区単位というのは、よって立ってきた歴史というのももちろんあるけども、この際は、もう小学校区単位というのを明確に出したほうがいいだろうということをここで、この場で確認したほうがいいのかなという気もします。

そういう意味じゃあ、Bのグループの中から、今、4番と10番ですね。これが統合可能ではないかというご意見が出たと思います。Aのグループに入れても差し支えないんじゃないか、あるいは名称変更する、予算を残して制度を廃止するというような方法が

あろうかと思いますが、そういうご意見も出たということで。

委員

そうですね、私もわかったようでわからないところがありながら、勉強しながらの意見になるんですけれども、今回のAで出されているところというのは、今までのお話を総合しますと、結局、同じ、例えばコミュニティ推進協議会が受ける補助金でも、いろいろなものがあって使いにくい、それを一本化することで、使いやすくするという点、担当課も見ましたら、それぞれ、2、11、5、6ですとか、それぞればらばらですので、補助金を申請する窓口も一本化できてくるという、使い勝手をよくしていくという方向で理解してよろしいんでしょうか。

それを通して、将来的には、これは短期的・中期的になるのか、ちょっとわかりませんけれども、川西市の財政全体の中で、補助金そのものの総枠にも手をつけていく、そこにも関連してくるのかというところをちょっと確認したいんですけれども。

会長

そのあたりはどうでしょう、私よりもそちらのほうのご見解を聞いたほうがええと思うんですが。

もう一つわかりにくい。

委員

要するに、そういう一本化していくことで、委員長おっしゃられたみたいに、ばらばらにあるものを、全部オンしていけば、総額は変わらないですけれども、結局は一本化することによって、今の総額の金額からは少し減額していくとか、そういう方向も考えられているのかどうかというところをちょっと確認したいんですけども。

事務局

非常に財政状況厳しい中で、まずは減額ありきではなしに、今、委員おっしゃっていただいたように、使い勝手のいい、また重複しているところは、当然、統合しながら、重なっているところは、いわゆる無駄という部分になってしまいますので、そこを削っていって、結果として減額というのもあるでしょうしというところです。でないと、会長もおっしゃっていただいたように、何でも統合して、すぐ減額ありきでなると、今せっかく、このコミュニティも30年間、こういう活動に根づいていっておりますので、ここを安易に減額ありきでいくと、ちょっと間違った方向に行くかなという危惧もありますので、我々としては、そういう無駄、無駄といいますか、重複した部分、それを統合によって、一定は整理をした上で、結果として減額になれば、その減額になった部分を今度違う視点の部分に、また再配分ができるであろうというふうな、そういったような感じです。

委員

わかりました。

会長

今、ご指摘くださったことで、私もちょっと、初心に戻って確認し直さないかんなと思っておるんですけどね、今、事務局さんおっしゃってくださったように、行政側とすれば、心二つやと思うんですね。せっかく成長しつつある地域コミュニティ協議会の活

動資金として、住民さんに使いやすく、申請しやすい制度にしてあげたいという思いが一つ、これは間違いないと思うんですけど、かと言うて、川西はそんだけ潤沢豊富に資金持っているわけじゃないので、どれを蹴り出して、そこに統合していくかということなんです。その一言になろうと思うんです。それは間違いのないことやと思います。

ただ、住民から見たときに、最近、よく役所が弱ってきた、金がないから俺たちの資金パイを削る気かというふうにとられる余地は確かにあることもあります。私は正直言って、それも否定したらあかんと思うんですよ。本当に、もうこれから先、細っていく一方ですから。だから、それのコストを下げていくことプラス、住民にとってパフォーマンスが上がるような仕組みに変えていくという、それは一体のものとして考えていいと思うんです。

ただ、次のステップとして、Cあたりにある資金も本当は、もともとは投資資金やったと私は理解しているんですよ。地域をよくするためのね。ところが、時代にちょっと合わなくなっているものもあるかもしれません。そうすると、21世紀型の投資資金というのは何なのかということは次は考えとかなあかんかもしれませんね。

例えば、ある地域コミュニティ協議会が市の行政の代理・代行をやりましょうと、例えば奥地のところで出張所をうちは持ちましょうと、所長もそこで務めますよと、住民がね。そこで幾らか委託料いただいたら、ちゃんと経営しますやんかという感じでね。だから、公共ビジネスを地域住民が担って立つ、そうすると、川西市以外に、その税金は逃げていかないわけですよね。地域内還流するわけです。市民が納めた税金がまた市民のところへ返ってくるという、いきなり還流経済を考える意味でもね、地域コミュニティ協議会がビジネスの主体になってくださいと、何も商売やれいうんじゃなくて、公共サービスの、いわゆる受任者になっていくような方向をもっとリードして考えてもいいん違うかなと。そういう発展方向を目指した上で、この第1ステップはこれですという説明をすれば、もっと皆すっきりわかってくれはるん違いますか。

だから、ビジネスとして育っていただくために、この助成金が出ているんです、これはいわばある意味では、助走期の種銭に使ってくださいと。人づくりのための、仕組みづくりのための種銭に使ってくださいという方向にビジョンを示していけば、もっと何か、皆元気出るん違いますかね、というような気がしました。

ちょっと、しゃべり過ぎました。

それでは、まだまだご議論いただきたいと思いますが、そうですね、統合が難しい補助金、これについては、皆さん、もうご理解いただけますでしょうか。もし、もう一つ、いまいち見えへんないうのやったら、この地区はわかりましたけど、次の自治会館も何となしにわかりますね。

委員

これ、13のまちづくり、これはどういうあれですかね。支援助成金というやつ。

事務局

これはもともと、コミュニティ限定ではなくて、例えば地域とか、含めて、住宅のブロックであるとか、そういう範囲も含めまして、そこが、例えばこういうまちづくりをするんだとかいう、まちづくり協議会を設立します。それに対して、講師を派遣するで

すとか、アドバイザーを派遣する、こういうような事業になっておりますので、全てのコミュニティが手挙げて、はい、一律にどうぞという補助金ではないので、ここに挙げさせていただいております。

事務局

これは、実は地区計画を進めるに当たっての補助です。

会長

地区計画とか、環境協定とか、建築協定とか、そういうところを応援していた時期が70年代後半から80年代までありましたが、そんなんが昔は全国一律にまちづくり協議会と言ってましたから。その名残ですよね。

委員

これは北地区のほうに使われているんですかね、主に。

事務局

いえいえ、今、主にニュータウンのところで、今、会長おっしゃったように、建築協定が切れて、新しくそういう地域のルールづくりのために、地域の方々が、まずまちづくり協議会を設置をして、例えばタウンウオッチングをしたり、まずは、規制がやっぱり継続して必要なのか、あるいは若者世代を流入してくるには、区割りというのも認めていくのかというような、そこら辺の議論をしていくために、例えば、今、言いましたように、アドバイザーの派遣でありますとか、こういった、30万という、割と少額ですので、そんなたいした経費というようなところではないんですけど、それを進めていくに当たっての補助金と、そういった性格です。

会長

これは、コミュニティ推進協議会ペースで扱うというのは、ちょっと難しいですよね。

事務局

そうですね。

会長

歴史的経過が違いますからね。

別のまちづくり協議会が立ち上がるという動きはありますか。

事務局

大和なんかは、もともとは地区計画から始まって、今は、今もまちづくり協議会あるんですけど、どちらかというと、地域の活性化とか、それと、今、ふるさと団地、ニュータウンがオールド化した、そこの解決策、課題なんかを今まちづくり協議会のほうでご議論いただいていますので、そちらのほうにシフトしていってますけど、そこには、これ、すみません、補助としては出してないんで。

会長

それって、不公平だと怒られませんか。

事務局

実は、22年度まではそういった取り組みにも出しとったんですけど、地域分権という、 今後の流れの中で、一定それは整理をしていこうと、それとまた次回以降、ひょっとし たら出てくる、公募型の補助金、こちらのほうでの議論をすべきであろうというところ で、今回、その制度の中の要綱の中で、もう地区計画に絞ったというような内容になっている。以前は、地区計画ありきですけれど、それ以外の地域の活性化もこの中では見てはおったんですけれど。むしろ、今回、この補助金の統合、整理をする前に少しそこは、整理をまずしたという。

会長

わかりました。つまり、13番は、もう今までは割と広くやってたけど、今後は地区計画をつくった地域に絞ると、これで筋通りますよね。

それプラス、地区計画できたら即あげますよじゃなくて、公募型に切りかえますよと、 こういうことですね。

すると、この30万は、もう別に当てにせんでもええとか、むしろ除外してもええんや ないですか、対象から。

航空機騒音地区自治会に、これ、これは市独自ですか。

事務局

これ、今現在市独自になっております。航空機の騒音地区の中にある公会堂ですね。ここで公民館と言うてますけども、これは公設の公民館ではなくて、地域の公民館、公会堂的なところの、航空機の騒音で閉め切らなあかんと、そしたら、冷暖房のお金がかかります。それに対する光熱水費を補助しますという形の補助金になります。ですから、これも市内全域のコミュニティではなしに、その航空機の騒音地区限定での補助という形になりますので、こちらに挙げさせていただいております。

会長

これもわかりますね、一般経費というか、一般財源にするにはちょっと難しいと、わかりますね。

委員

すみません、12番なんですけども。環境衛生とうたっていらして、それで補助対象も、もちろん環境のことが、全部ページに書いているんで、わかるんですね。ですけれども、実はちょっと見ていましたら、2番の、例えばコミュニティ組織活動補助金の三つ目に、生活環境浄化など、環境に関する活動というのが少し入っているんですね、補助対象に。何か、私のイメージとしては、なるべくこのコミュニティの活動資金のほうに、全部割と統合させていくようなイメージで、環境という言葉も、結局コミュニティの中にどのように環境を浄化するなり、問題に対して啓蒙していったりとかいうことで、何か逆に、この統合が難しいよりも、地域にもっと環境を分配できるんじゃないかという考えで、私もコミュニティ組織活動の補助金の中の項目に、環境というのが出てきたのでね、少しその辺になるべくスリム化したいなというところがあって、実際にまた、いろんな資金の規制があるんでしたら別なんですけれども、ちょっとこの環境衛生推進協議会補助金というのを、ちょっとお教えいただきたいと思います。

事務局

そうしましたら、これについて、ちょっとご説明させていただきます。

環境衛生推進協議会といいますのが、市内全域の取りまとめの協議会になるんですけれども、その構成員というのがコミュニティの環境部会の部会長さんなんです。環境部

会の部会長さんが出てきて、この環境衛生推進協議会をつくっていますと、それに対して、実際に環境衛生推進協のほうから各コミュニティのほうに、要は、お金が再配分ですね、それがされているかどうかというところをポイントとしまして、従来、上の補助金というのは、各コミュニティに配分されていますよと。ただし、ここの部分については、コミュニティから出てきているけれども、あくまでも構成員であるという形で、コミュニティにお金持ってバックしてくるわけではないという形で、こちらのほうへ入れさせていただいておるんです。

ですから、おっしゃられるように、環境という部分はもちろん、コミュニティの中に 環境部会ございますんで、そちらのほうにあるんですけれども、その取りまとめとして 環境衛生推進協議会があるということではないと、また別ラインになってしまっており ますので、それをストレートにコミュニティのほうに入れるというのは、どうなんかな ということで、ちょっとこちらのほうへ入れさせていただいております。

委員

実は、私どものコミュニティには、環境部会はないんですよ、自治会のほうに。1自治会1コミュニティなんですけど、環境と福祉と安全がコミュニティの中に入っていないんですよ。いきさつはちょっとよくわからないんですけど、やっぱり利害関係があって、引き合いがあったんじゃないかなと。できるだけ、今度こっちに入れたいんですけれども、ちょっと時間かかるんですけどね、今おっしゃっていたように、そうなると、コミュニティとは一切関係ない形になってしまいますので。

委員環境、福祉、安全。

委員

会長

はい。がコミュニティの中に入っていないんですよ。自治会の組織なんですよ。 そうすると、今度、市とのやりとりというのは、直に自治会となってしまいますので、 コミュニティというのは地域全体を考えるということなので、そうなると、自治会イコ ールじゃないんですよね、マンションもありますし、いろいろなのが出てきてるんで、 今、マンションが2つということで、どっちかというと、三つの自治会みたいになって しまってますので。そうなると、自治会の環境で、今言われたように、これで押さえ込 んでていいのかという問題も出てきますよね。だから、それで今おっしゃったような説 明は、よくわかってない、それまで全然こっちに情報が入ってこないもんですからね、 コミュニティとしては。

ほかのコミュニティさんは違いますよね、一緒にやられていますのでね。

多分、それと同じ構造が各地区の福祉委員会との関係でもあるんですよね。

委員 そうです。防犯もそうですし。

会長防犯に関しては補助金はなかったですかね。

事務局

防犯協会に対しての補助金はありますけれど、それぞれの各自治会とか、コミュニティ単位への直接の補助金というのはないですね。

会長

防犯協会は、各コミュニティ協議会を通してじゃなくて、もういきなり各自治会のほうにいってるんでしょうね。

事務局

そうですね。

事務局

ちょっと、防犯協会の管轄が少し、交番単位がありまして、必ずしも小学校区とは、 今イコールにはなってないんですね。

委員

そうですね、ここの地区にはないですからね、交番が。となりの地区にはありますよ ね、交番が。

会長

駐在所単位ですね。

ありがとうございます。これで、Cの統合が難しい補助金の1番、3番、それから9番、12番、13番、14番に関する、何となしに、もやっと見えなかったものがクリアに見えてきたように思うんですが、よろしいでしょうか。

確かに、お聞きしてたら、今いきなり統合というのは難しいということは理解できる と思いますが。

いずれにしても、過渡期は過渡期なので、その次のステップはにらんどかなあきませんよね。

そうしますと、あと残った問題点というか、問題点ではないんですが、可能性でもあるんですが、各校区福祉委員会との絡み合い方という点では、7番の福祉デザインひろばづくり事業補助金というのを将来的にコミュニティ推進協議会に持っていくというのは可能性はありますでしょうか。どうでしょうか。

委員

今のところ、ちょっと難しいですね。動きがちょっと、自治会というか、その地域のこれとちょっと違う動きなんですよね。私もちょっとよくわからないんですけども、市の福祉として直接来る場合と、それでコミュニティなり、自治会回してくる場合とあるんで、ちょっと、私もこれがまだちょっと整理できてないんですよ。私も全然コミュニティのほうとしてはノータッチだったもんですからね。今ちょっと、委員会とか入ったりしてるんですけど、なかなか、予算もストレートで来るところと、自治会通して来るところとあるんで、これを一括したら、今度もらうところがちょっとばらばらになるんで、もめるような感じ、ちょっとまだもやっとしているところなんですけどね。

これは地域の今度、デザインひろばになってくると、いろんな老人ホームだとか、そういうのも皆入ってきますんでね。

あとの、それ以外の福祉というのは、地域福祉になると、今度自治会とかになります んでね。この辺の予算、本当は一括でぽんとして、ぱっと振り分けていったら、一番は っきりしていていいんですけどね。すみません、これちょっとまだ勉強不足で、よくわからないです。

会長

本当に私よくわかります。私も地域で同じような問題に直面してますから。

ですので、あえて無理やり仕切っていくつもりも毛頭ございませんので、もたもたしながらでも前へ進んでいったら、川西的にはいいと思うんですけど、何というんですか、うまいことよう言いあらわさんのですが、今、おっしゃったように、環境と福祉と安全は、まだ地域コミュニティ協議会のメインのマターになってきていないという、過渡期ですよね。

でも、将来的には地域コミュニティ協議会が全てをやっぱりそこでみんなで議論するという、本当の意味でのラウンドテーブルに成長してほしいということは確認しておいたほうがいいと思うんですね。そういう意味では、校区福祉委員会のほうがしっかり頑張ってくれてはって、むしろコミ協が、それを後を追いかけてるような地区が多いことは当然想定されます。これ、当たり前の話で、コミ協のほうが歴史浅いんだと思うんですね。そうすると、校区委員会のほうが先輩だと。その先輩を差し置いて、校区委員会がコミ協の中に加入しなさいと、かかわってきなさいというのは、聞きようによったら失礼な話になりかねんと、そういうところにあえて無理やり、平地に乱を起こすようなことを言う必要は私はないと思うんです。

だから、そういう地域の場合は、校区福祉委員会さんと担い手である自治会さんとが、 実はがっぷりと手を結んだら、地域コミュニティ協議会は物すごくうまくでき上がるというようなことも逆に見えてくるんですよね。だから、そういう各地区ごとの、この地区の場合はこことここが仲よくして手結んだらうまいこといくん違いますか、ここはここがリーダーシップ握ってくださいという、地区ごとの僕はやっぱり処方せんが違っていると思うんです。それを恐れたらあかんの違いますか。川西的に、全市統一的になんていう必要はない。それは、地域ごとの個性に応じた結成、それから成熟、団結言うたら何か組合みたいやけど、その方式をやっぱり考えていかなあかんと思う。

それまでの間は、各地区福祉委員会のデザインひろばづくり事業補助金に関して、無理やり統合せえなんていう答えを出すのは、やっぱり危険かなという気はしますね。

そう考えたら、この整理の仕方って、ちゃんとおさまってますやんか。

やっぱりAはAやなと思うし、BはBの理由があるなと。Cはもうほとんど完全に理解できましたよね、無理やっちゅうのが。

だから、このA、B、Cの区分けの仕方で基本的にスタンスを構えて、じわっとこれから進めていきましょうということを確認していいんじゃないでしょうか。

ただ、次のステップ、さらに次のステップで、各コミ協さんが総合的な環境、福祉、 安全も含めて一緒にやっていけるようなところに持っていけるようなステップアップ のためのスケジュールとか、処方せんみたいなものもやっぱり行政は示してあげる必要 があるん違いますかね。補助金だけの話じゃなくて。

その延長線上には、行政のやっている仕事をいい意味で引きちぎって、取っていって、 自分たちのビジネスにするぐらいのこともイメージしてくださいよということがあっ ていいん違いますかね。最近、そういうコミュニティビジネスというのも、皆さんわか りやすくなってきたと思うんで。

何か、補助金のための委員会でしたけど、補助金以上のことを言い始めてますね、 我々。

委員

確かに、もうずっとなんですけどね、もたれかかっている状態なんですね、コミュニティが逆に市の援助というか、補助金でね。もう例年、毎年同じことをやっているだけで、何のこともないという、それはやっぱりもうまずいんじゃないかと。バブルの時代じゃないんで、会長がおっしゃったように、やっぱりコミュニティとして、商売できるようなほうに持っていかないと、本当に市だけの税制のあれも落ちてますから、頼るわけにいかないなという気持ちはあるんですけどね。

だから、そのためには、やっぱり世代交代するために、若い子にどんどんそういうビジネス的なものもできるよということを訴えていかないと、世代交代ができないと。皆、大体リタイアした人がやるようになると、頭がもう固まったままで、ただもたれかかっていて、カットされたら何でやというとこから始まりますんでね。やっぱり、カットされても動けるような、やっぱり組織をつくっていかないとまずいんじゃないかなとは思うんですけどね。

会長

ここから先は、この原案が、大体大筋これでいいかなとは思いつつも、今後に向けて、 ご提言、ご提案あったらいただきたいと思います。

事務局

先ほど、おっしゃったように、その使い勝手のところも、ぜひ今回、今ですと、単年度ですけど、複数年度、地域、今回らせていただいている中でも、そういう声もやっぱりあるんですね。それと、資料、書類の煩雑さとか、いろいろそういった使い勝手の部分もいろいろお声はいただいていますので、その辺も含めて、ちょっとご提言をいただけたらなと思います。

委員

繰り越せないというのが、やっぱり無駄遣いになるんですね。というのは、事業してきて、足らなかったらくれるかといったら、くれないし。そうすると、後に向けて残していくと、余った、じゃあ、どう使うかという、そういう形が毎年見えてくるんで、それはおかしいでしょうということで、それを残して、今度別のものに投資していくという形を考えるようになれば、市のほうも予算、これは、例えばですよ、コミュニティとしては、いや、うちはこれだけ今繰り越してるからいいですよと、今年はいいですよと言えるような組織に持っていかないといかんかな。それがこの補助金の考え直す一つの原点じゃないかなというふうに思うんですけどね。

会長

だから、地域の次世代育成のための投資、開発のための投資と考えるならば、補助金というのは限界があって、交付金にいつ切りかえるかという決断がいつか迫られると思いますね。交付金やったら、積み立ててもいいわけですから。

そういう建設的、前向きな方向でもってアドバイスできることございましたら、各委員から賜りたいと思います。

委員

前回、会長が言われた機関紙の話なんか、すごく具体的でわかりやすいんですけど、それぞれの地域でやっぱり精査していったら、そういうものが出てくるかもしれないですね。例えば、イベントを二つやっているけれども、これは一つ、例えば、予算が1と1、一つのイベントとして1.5の予算でやろうとか、それこそ、それぞれの地域でいるんな工夫が出てくるんじゃないかと。そういう方向でも何かいい統合になればいいかと思っています。

会長

統合すれば、それができますもんね。 ありがとうございます。 では、どうぞ。

委員

今、おっしゃったように、やはり統合するとなると、今度、また担当している人が取られた気になるんですよ。だから、それをうまく持っていかないといかんので、今、本当にお祭りやるとしますね、そのときにお祭りだけで終わるんじゃなくて、何かほかのもの、それと文化祭もやりますよね、文化祭も、文化祭だけで終わるんじゃなくて、それやったらお祭りと一緒にもうしてしまってということのほうが、かえっていいかなと。体育祭も体育祭だけじゃなくて、それ以外のものも、やっぱり増やしていくというか、足していく、できるだけ担当の負担をかけない。これ、年行事決めまして、毎年こうやってやると、必ずそれだけの人数をそろえていかなあかんわけです。集中的に1回にがんとやってしまうほうが、しんどいですけども、先行き1年見たら楽な形になります。

だから、本当に、今度補助金だけじゃなくて、コミュニティが整理し直さないかん時期だと思うんですよ、考え方をね。そして、今までどおりのやり方じゃなくて、やっぱり一つ、新しい考え方で、一歩前へできるような、やっぱりコミュニティをつくっていかないかんなというふうに思うんですけどね。

会長

そうですね、ありがとうございます。

委員

やっぱり川西市は川西市の独自事情はあって、一般論と各論と分けなきゃいけないと思うんですけども、一般論としては、もう会長がおっしゃられたように、やっぱり補助金はそれぞれの時代を反映して、その独自の、そのときの状況によって制定されて、設けられていっていますので、かなり時代背景が変わってきていますので、これだけ増えに増えた補助金を現実に即してどう変えていくのかというのは、今回の統合からさらに一歩踏み出して、やっぱり整理する必要があると思いますし、逆に、ずっとおっしゃられていましたけど、やっぱり使うことが至上命題というか、至上命令になってきていますので、そこのやっぱり意識のあり方を今後どのように変えていくのかというところ

が、やっぱり根幹になってくるんじゃないかと思います。

会長

そのとおりだと思います。ありがとうございます。

委員

会長初め、皆さんに言っていただいたこと、全く同意するところで、特に、追加とい うものもないんですけれども、ほんとこの補助金等審議会という名前が、もうほんと交 付金というか、そういうものに変わっていく、今、ほんとそのスタートなんじゃないか なと。もうこの議論、皆さんとしていまして、非常に前向きな、特に現場から来てくだ さっている委員さんがいらっしゃるので、本当に具体的なお話を聞けるので、むしろ私 もすごく現場を、いろんな煩雑な補助金が、今すごくスリム化されて、プラス、会長も 言ってくださっていました、私もやっぱり自分の専門から考えても、ビジネス的視点が 今までコミュニティにもなかったし、行政にもなかったけれども、ビジネスイコール利 益を上げるというよりも、本当に効率よく、効果的に使うという、その視点をコミュニ ティが持って、むしろ、皆さんリタイアされて、コミュニティにより積極的になられる わけですけど、かつて皆さんは本当に、ほとんど企業でそういうことをなさってきた 方々で、むしろエキスパートなんですよね。ですから、何か、そういうインセンティブ があれば、そういう方々、有能な方がコミュニティをむしろ経営、しっかりできる方々 がいらっしゃると思いますので、ちょっとそういう、本当に自立的な部分が今芽生えつ つあるのかなというふうに思った次第で、本当に前向きな、いい議論になっているので はないかと思います。

会長

ありがとうございます。補助金等審議会という肩書いただいていますけれども、最初の役割は、補助金をできるだけ、無駄な補助金をなくしていって、無駄な補助金撲滅委員会みたいなイメージだったんですけど、そうではなくて、これをね、何というか、配分変更していくということが大事なんで、ご指摘くださったように、補助金というのは、やっぱり時代のニーズを反映している面があったので、やっぱり長くても10年、短かったら3年から5年で、この補助金が今の時代に合ってるんかというのは考えるのは当たり前のことですわね。そのための審議機関であることは事実なんで、この委員会としての意見とすれば、その中で役割を終えつつあるものは、勇気を持ってやめましょうと。しかし、縮めるということじゃなくて、せっかくある予算規模は生かして、コミュニティ支援のための統合型補助金、もしくは交付金のほうに切りかえていくという基本方向は絶えず訴え続けていきたいというのは、今日の結論かと思います。

もっともお金の話だけじゃなくて、政策的な方向も含めて、ちょっと、審議会としては、オーバーランかもしれませんけど、逸脱していると言われればそれまでですが、注文はつけさせていただきたいというのがあります。

これは、何べんもおっしゃってくださったことですけど、やはりまだ自治会、それから校区福祉委員会、それから環境の委員会ですか、あるいはスポーツというふうに、それぞれ有力な地域団体のリーダーたちがご苦労なさっているわけで、それを痛めつける、力をそぐというふうな政策は決してとるべきじゃないと思うんですね。そういう人

たちがむしろ出会うように、仲よくできるように、今後の政策をうたないかんと、そう すると、補助金等の話も理解されやすくなるんではないかなと思います。

さらに、将来方向とすれば、これは私が言い出しっぺでもございますが、何人かの委員さんにもご賛同いただきましたように、地域経営の最終主体がコミュニティ協議会になるんですよと、そのコミ協の中心を担う組織がやはり自治会ですよと、そういう位置づけがいいん違いますか。

その中心を担う、心臓部なんですけども、その心臓部から送られてきた血液をもって、足を運んだり、手を動かしたりするのが、実は校区福祉委員会であったり、環境委員会であったりする、そういう構造なんですよね。だから、全部それぞれ切断したらあかんということが確認できたと思うんです。水と油でも何でもない、根っこは一緒です。でも、それを縦割りにしてばらばらにしてきたんは誰が悪いんやといったら、国と市役所が悪いんですよ。役所がこないしてしまったんです。自分たちの協力団体を各部局が争ってつくって、各省庁ベース的じゃないですか、警察庁が防犯協議会つくってるし、ですよね。だから、それをもう一度、地域ベースで総合性に戻していくということですから、中・長距離的な希望は失わないようにしていただきたい。

ということで、大体の方針が出たと思います。

ほかに何かございませんか。

ないようでございましたら、議題の2に移っていいでしょうか。

それでは、次の2のその他に移りたいと思っております。事務局さんのほうから、その他、ございましたらお教えください。

【次回の補助金等審議会の日程調整】

【次回開催日時を2月20日(水)18時からとした】

会長

それでは、皆さんどうもありがとうございました。本日の会議はこれで終了させてい ただいて、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。